

国民健康保険税の 納税通知書・決定通知書を 7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、
保険医療機関などへの医療費
の支払いに使われる、国保運
営のための重要な財源です。
必ず納期限までに納付をお願
いします。

通知書の内容を必ず ご確認ください

窓口で納付する方、口座振
替により納付する方には、納
税通知書と決定通知書を送付
します。

すでに年金天引きで納付し
ている方には、決定通知書兼
特別徴収開始通知書を送付し
ます。

保険税の税率等について

令和4年度の保険税の税率
は表①のとおりです。

令和4年度分から、未就学
児の均等割額が5割減額され
ます。低所得の軽減対象世帯
の場合は、軽減後の均等割額
の5割が減額されます。

表①

| | 所得割 | 均等割 (一人あたり) | 平等割 (一世帯あたり) | 課税 限度額 |
|------------------|------|----------------|-----------------|-----------|
| 基礎分 | 7.3% | 20,000円 | 20,000円 | 65万円 |
| 支援金分 | 2.7% | 10,000円 | なし | 20万円 |
| 介護分 (40歳～64歳) | 2.1% | 16,000円 | なし | 17万円 |

※所得割は、前年の所得から基礎控除43万円を引いた額に、
各税率をかけて算出します。

所得申告により保険税が 軽減される場合があります

世帯内の被保険者全員と世
帯主の所得金額の合計が軽減
基準額以下の場合、均等割額
および平等割額が軽減されま
す。所得不明な方がいる場合
は軽減の対象となりませんの
で、所得申告が必要な方は、
必ず申告してください。

特例対象被保険者等の 負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由
で離職した方は、表②の全て
の要件に該当する場合、保険
税が軽減されますので、必ず
届け出をしてください。

※令和3年3月31日から令和
4年3月30日の間に離職し、
届け出をして令和3年度国
民健康保険税にこの軽減が
適用された方は、令和4年
度分も自動的に軽減が適用
されます。

表②

| | |
|--------------|--|
| 該当要件 | ①離職日が令和3年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」（「雇 用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいづ れかの番号）であること。 【11・12・21・22・23・31・32・33・34】 |
| 算出方法 | 対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として 算定 |
| 届出に必 要なもの | 雇用保険受給資格者証（原本） |
| 届出場所 | 国保年金課および本納支所 |

新型コロナウイルス感染症の 影響による保険税の減免制度 があります

次のいずれかの要件を満た
す世帯は、申請により令和4
年度の保険税の減免を受けら
れる場合があります。

◆対象要件

①新型コロナウイルス感染症
により、主たる生計維持者
が死亡、または重篤な傷病
を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症
の影響により、主たる生計
維持者の令和4年の収入
（事業・不動産・山林・給
与のいずれか）が、令和3年
に比べて10分の3以上減少
することが見込まれ、次の
全ての要件に該当する世帯

- 主たる生計維持者の令和3
年の所得の合計額が100
0万円以下であること
- 主たる生計維持者の、減少
が見込まれる収入に係る所
得を除いた、令和3年の所
得の合計額が400万円以
下であること

※減少が見込まれる収入に係
る令和3年の所得額が0円
またはマイナスの場合は適

用となりません。

※表②の要件に該当し軽減が
適用される方は、雇用保険
の基本手当（失業給付）に
より一定の保障がされるた
め、給与収入の減少による
本減免は適用となりません。

◆受付開始

令和4年度当初納税通知書
発送後

◆必要書類

- 対象要件①の場合
・医師の診断書等
対象要件②の場合
・世帯全員（国保被保険者）
の令和3年中の収入、所得
が分かるもの
- 主たる生計維持者の令和4
年1月以降の収入実績が分
かるもの



問合せ
国保年金課（2階）
☎(20)1503 FAX(20)1600